

一般社団法人 日本食鳥協会 御中

台湾等諸外国におけるサルモネラ通関条件調査 調査報告書【公表版】

みずほリサーチ&テクノロジーズ

サステナビリティコンサルティング第2部
持続型社会チーム

2026. 2. 13

ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO



1.	台湾	2
2.	シンガポール	6
3.	ベトナム	22
4.	「ISO 6579-1:2017 サルモネラ菌の検出、計数及び血清型別法に関する水平法 — 第1部： サルモネラ属菌の検出」の概要	29

台湾

台湾における検疫条件概要

- 台湾においては、動物検疫、輸入食品検疫のいずれでもサルモネラ属菌に関する要件は設けられていない
- 家禽類の輸出に関しては、台湾当局に認可された食鳥処理場から輸出をする必要がある
 - 当局に認可された施設であっても高病原性鳥インフルエンザ等が発生している場合には輸出ができない
- 輸入食品検疫については、検疫条件として設けられているものと、国内の食品安全法令で定められているものがあるが、いずれの場合にも鶏肉の場合には**微生物に関する要件は存在しない**

台湾のサルモネラに係る検疫条件

検疫の別	条件の有無	対象血清型	検査法	概要
動物 (注)	無	—	—	<ul style="list-style-type: none"> • 台湾当局に認可された食鳥処理場から輸出をする必要 • ただし、高病原性鳥インフルエンザ (HPAI)、ニューカッスル病 (ND) 等の非感染国である必要
輸入食品	無	—	—	<ul style="list-style-type: none"> • 輸入食品検疫だけでなく、国内の食品安全法令で定められた基準にも適合する必要 • いずれの場合も、家禽肉に関しては微生物に関する要件はない • ただし、輸入検疫の際に重金属類 (カドミウム、鉛) について要件を満たす必要がある

(注) ここでいう家禽とは、鶏、アヒル、ガチョウ、七面鳥及び中央主管当局が指定するその他の動物を指す。肉として認められるものは、家禽由来の食用となる枝肉、肉、内臓及びこれらを原料とする製品を指す

(出所) 台湾農業部動植物防疫検疫所「家禽肉輸入検疫要件」、台湾政府「食品安全衛生法」等各種公表資料より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

- 動物検疫において要件が指定されている疾病（指定伝染病）は**高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）**及び**ニューカッスル病（ND）**及び**低病原性鳥インフルエンザ（LPAI）**のうち**H5、H7亜型ヘマグルチニン**である
- 輸出に当たっては、台湾当局から認可を受けた食鳥処理場から輸出をする必要がある
 - ただし、ND以外の指定伝染病が発生した場合には輸出が停止される
- いずれの場合も台湾と輸出国との間で**二国間協定**が存在する場合には輸出条件が変わる

動物検疫条件

	発生時	モニタリングの要否	未発生日数
HPAI	輸出停止		
ND	加熱処理等 ^(注) をすれば輸入可	要	屠殺前 28日以上
LPAI のうちH5、H7亜型 のヘマグルチニン	輸出停止		

施設認可を受けてを受けている国

- アメリカ合衆国（体系的な承認制度での認定）
- カナダ（体系的な承認制度での認定）
- ポーランド（体系的な承認制度での認定）
- パナマ（施設毎の認定）
- ハンガリー（施設毎の認定）
- フランス（施設毎の認定）

(注) ここでいう加熱処理とは、①肉又は肉製品の中心温度が70℃に達してから30分間以上維持すること、②肉又は肉製品の中心温度が80℃に達し9分間以上維持されること、③肉又は肉製品の中心温度が100℃に達してから1分間以上維持されることのいずれかを満たす場合を指す

(出所) 台湾農業部動植物防疫検疫所「家禽肉輸入検疫要件」及び「家禽肉類工廠名録(Poultry Meat Establishments Approved by Taiwan)」
(<https://www.aphia.gov.tw/ws.php?id=12797>, 2025年12月9日閲覧) より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

台湾における輸入食品検疫条件

- 輸入食品検疫としては、輸入食品検査と台湾国内の食品安全衛生管理法上の条件を満たしているかの2点が求められる模様
 - 家禽肉は輸入食品検査の対象外であり、食品安全衛生管理法上でも微生物の要件は設けられていない
- 食品安全衛生管理法上、家禽肉に求められる要件は重金属（カドミウム、鉛）について閾値を超えないことである

輸入食品検査でサンプリング対象となる食品

- 小麦
- 大麦
- トウモロコシ
- 米
- ソルガム
- 大豆
- 固形食
- 流動食
- 食品添加物

食品安全衛生管理法上で家禽肉に設けられている要件

項目	要件 [mg/kg]
鉛	(筋肉) 0.1 (注1) (可食内蔵) 0.5 (注1)
カドミウム	(筋肉) 0.050 (注1) (肝臓) 0.20 (注1) (腎臓) 1.0 (注1)
ベンゾ(a)ピレン	(最終消費者に販売される焼肉用の肉及び肉製品) 5.0

(注1) 新鮮/湿潤重量

(出所) 台湾「食品安全衛生管理法」、台湾衛生福利部食品薬物管理署「食品中微生物衛生基準」、「食品中汚染物質及毒素衛生標準」より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

シンガポール

シンガポールにおける検疫条件概要

- シンガポールにおいては、輸入食品検疫においてサルモネラ属菌に関する要件が設けられている
- 家禽肉類・肉製品の輸出に関しては、シンガポール食品庁に認可された食肉処理施設から輸出する必要がある
— 日本においては、宮崎くみあいチキンフーズ(株)と(株)南部食鶏が認可施設である
- 輸入食品検疫については、食肉・魚介類法（輸入・輸出・積み替え）において実施が規定されており、具体的な検査項目・要件については食品規則に定められている

シンガポールのサルモネラに係る検疫条件

検疫の別	条件の有無	対象血清型	検査法	概要
動物	無	—	—	<ul style="list-style-type: none"> • 鶏肉は動物検疫の対象であり、輸出国の検疫機関により発行された輸出検疫証明書・衛生証明書の提出、シンガポール側での検疫通過が義務付けられている • 高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）について衛生条件が課されている
輸入食品	有	<i>Salmonella Enteritidis</i> <i>Salmonella. spp</i> <i>Salmonella Typhi</i> <i>Salmonella Paratyphi A</i> <i>Salmonella Paratyphi B</i>	ISO FDA-BAM AOAC その他	<ul style="list-style-type: none"> • 輸入する鶏肉に対してサルモネラ属菌の検疫条件が存在 • 検疫については、食肉・魚介類法（1999年）に規定され、検査項目については食品規則に則る • サンプル5点を検査し、1サンプルあたり25CFU/g^(注)を超えたサンプルが1点でも検出された場合、対象貨物は破棄又はシップバック

(注) CFU/g 「CFU/g」とは、細菌検査の結果に使用される単位であり、サンプル1gあたりに何個のコロニーが形成されるかを示した単位である

(出所) Singapore Food Agency “Veterinary Conditions for Importation of Poultry and Poultry Products”、Singapore Statutes Online “Singapore Food Regulations Eleventh Schedule” より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

- 動物検疫においては、「高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）」のみ明示されており、その他特定の感染症や伝染性疾患について明示はされていない。ただし、伝染性・感染性・寄生虫性疾患がないことについて屠殺前後に、獣医師又は食肉検査官による検査を行うことが義務づけられている
- 輸出にあたっては、食品衛生検査所または保健所が発行する食肉衛生証明書（Health Certificate）及び、動物検疫所が発行する輸出検疫証明書（Export Quarantine Certificate）の提出が必要となる

高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）に関する記載

- 高病原性鳥インフルエンザが輸出国で届出義務のある伝染病に指定されている
- 輸出前12カ月間、高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）は発生していない（注1, 2）
（注1）HPAIが発生した場合、貿易再開のためには、国際獣疫事務局（WOAH）の陸上動物衛生法典第10.4.6条に基づくHPAI撲滅策が講じられ、過去28日間HPAIの発生がない状態を維持していること
（注2）HPAI撲滅策が講じられ過去28日間HPAIの発生がない状態が確認できた場合には、12か月間を経たずして輸出が再開できるものと思われる。なお、撲滅策が講じられず、HPAIの発生も収まらない場合には12か月間発生していない状態を維持しなければならない
または、WOAHガイドラインに従い、鳥インフルエンザウイルスの不活性化のため十分な熱処理が施されていること
- 疾病のコントロールのために、HPAIワクチンを使用していないこと
もし、HPAIワクチンを使用している場合、使用したワクチンは「輸出国の所管官庁が承認したワクチンを用いて予防接種を受けた家禽であること」、「生ワクチン又は弱毒性ワクチンではないこと」、「世界獣疫事務局（WOAH）陸上動物衛生マニュアルに記載された基準に適合していること」が求められる

その他伝染病、感染性疾患に関する記載

- 当該冷凍鶏肉は、獣医師の監督下において屠殺前検査及び屠殺後検査に合格し、屠殺時に伝染性疾患、感染性疾患及び寄生虫性疾患がないと認められた家禽に由来すること
屠殺前検査及び屠殺後検査は、政府獣医師の直接監督下にある獣医師または食肉検査官により実施されていること
- 当該肉は、シンガポール向け輸出を承認された施設において、公的獣医による監督下で衛生的な条件のもと屠殺、加工、包装、保管された家禽から得られたものであること

（出所） Singapore Food Agency “Veterinary Conditions for Importation of Poultry and Poultry Products”

- 鶏肉の輸入品検査は、一般検査と詳細検査がある
 - 一般検査とは、すべての輸入貨物が対象であり、シンガポール到着時に食品安全検査を受ける
 - 詳細検査とは、輸入された貨物のうち1カートン（1つの基本包装単位）について検査を行う
 - 詳細検査のうち、「生の果物と野菜」「卵」「肉及び肉製品」「加工卵」「海産物」については事前検査予約が可能となっている
 - 詳細検査は、すべての鶏肉に実施されるものではない
- 詳細検査では、貨物通関許可証（CCP）と衛生証明書において申告された肉・肉製品のうち、1カートン（1つの基本包装単位）について食品安全規則に準拠しているかを確認する
 - ラボ検査を行うために、サンプルを採取される場合がある
 - また、提出された書類に基づき、記述内容を含めた表示要件への遵守に関して検査を行う
- ラボ検査は、シンガポール食品庁（SAF）傘下の国立食品科学センター（NCFS）及びSAFに登録された民間の検査機関による実施が想定される
 - SAFでは、民間の検査機関を登録する制度Laboratory Recognition Programme（LRP）を実施する
 - LRPへの参加には、ISO/IEC 17025規格の認定を受けた上で、SAFへ必要書類と共に申請後、審査・承認される
 - 2025年12月現在、12の検査機関がLRPに参加する

（出所） Singapore Food Agency “Veterinary Conditions for Importation of Poultry and Poultry Products”

- 検査結果に関する電子サービス（Inspection & Laboratory e-Service）では、詳細検査を受けた貨物ごとに、検査結果を確認できる

HOME>>My Applications>>Appointment Booking Enquiry

Appointment Booking List (E-Service)

Welcome LINDA TAN

User ID:

User Name:

Inspection Type:

Appointment No.:

Permit No / Lab Appln No.:

Inspection Date Range * (dd/mm/yyyy) From: To:

Booking Status:

2 record(s) found.

S/N	Appointment No.	Permit No / Lab Application No	Inspection Type	Date & Time of Inspection	Inspection Location	Booking Status	Creator Name	Date Created	Inspection Result																
1	EIIP14C002672	IG4C644867G	Import Inspection of Processed Food	01/04/14	BLK 7A, CHIN BEE DRIVE, S619858	Inspection Not Required	TAN LAY CHING DORIS	29/03/2014 14:39:36	-																
2	EIIS14C002803	IG4C656236W	Import Inspection of Meat & Fish	01/04/14	BLK 7A, CHIN BEE DRIVE, S619858	Approved	TAN LAY CHING DORIS	31/03/2014 17:08:00	<table border="1"> <thead> <tr> <th>CCP s/n</th> <th>Result</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>Pass</td></tr> <tr><td>2</td><td>Pass</td></tr> <tr><td>3</td><td>Pass</td></tr> <tr><td>4</td><td>Pass</td></tr> <tr><td>5</td><td>Pass</td></tr> <tr><td>6</td><td>Pass</td></tr> <tr><td>7</td><td>Pass</td></tr> </tbody> </table>	CCP s/n	Result	1	Pass	2	Pass	3	Pass	4	Pass	5	Pass	6	Pass	7	Pass
CCP s/n	Result																								
1	Pass																								
2	Pass																								
3	Pass																								
4	Pass																								
5	Pass																								
6	Pass																								
7	Pass																								

Note: A red arrow points to the Appointment No. field with the text: "You may enquire by Appointment No., Permit No. or Inspection date range".

(出所) Singapore Food Agency “SFA e-Services Guide for Food Import Inspections”



- 「食品規則」に基づき、サルモネラ属菌の規定は以下の通り
- 多くは、肉・肉製品については、サルモネラ属菌が25CFU/g検出されたサンプルが5サンプル中1つでもあれば、対象貨物は廃棄またはシップバックとなる
- 国立食品科学センター（NCFS）は、サルモネラ属菌の検査方法について情報公開をしていない
- サルモネラ属菌の検査のほか、残留農薬物、残留家畜用医薬品、重金属・ヒ素・鉛等、病原体低減処理に関する規定が設けられている

サルモネラ属菌の検査要件

菌の種類	サンプル数	許容個数 c値	下限値 m値	上限値 M値
<i>Salmonella Enteritidis</i>	5 (小口貨物の場合、サンプル数1)	0	25CFU/g	25CFU/g
<i>Salmonella spp.</i> (除く、 <i>Salmonella Enteritidis</i> , <i>Salmonella Typhi</i> , <i>Salmonella Paratyphi</i> <i>A</i> , <i>Salmonella Paratyphi B</i>)	5 (小口貨物の場合、サンプル数1)	1 (小口貨物の場合、 サンプル数0)	25CFU/g	25CFU/g
<i>Salmonella Typhi</i>	5 (小口貨物の場合、サンプル数1)	0	25CFU/g	25CFU/g
<i>Salmonella Paratyphi A</i>	5 (小口貨物の場合、サンプル数1)	0	25CFU/g	25CFU/g
<i>Salmonella Paratyphi B</i>	5 (小口貨物の場合、サンプル数1)	0	25CFU/g	25CFU/g

(注) CFU/g「CFU/g」とは、細菌検査の結果に使用される単位であり、サンプル1gあたりに何個のコロニーが形成されるかを示した単位である

(出所) Singapore Statutes Online “Singapore Food Regulations Eleventh Schedule”

- 民間の検査機関を登録する制度Laboratory Recognition Programme（LRP）に参加する12の検査機関で採用されている検査方法は、以下の通り
 - ISO 6579-1やFDA-BAM Chapter5を採用する企業が多いが、市販検査キットや自社方式を採用する例もある

LRP参加検査機関が採用する検査方法

分類	詳細項目
ISO	<ul style="list-style-type: none"> • ISO 6579-1: 2017 • ISO 6579-1: 2017 / AMD 1: 2020 • ISO 6579: 2017 / AMD 1: 2020 • ISO 6579-3: 2014 • ISO 10140-2: 2016 （※スクリーニング法）
FDA-BAM ※アメリカ食品医薬品局が発行する細菌学的分析マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> • FDA-BAM, Chapter5 - (May, 2024) / (Oct, 2021) / (Dec, 2019) / (July, 2018) • FDA-BAM, Online Chapter 5
AOAC ※分析手法の妥当性確認と認証を行う国際非営利団体	<ul style="list-style-type: none"> • AOAC 2014.01 (3M Petrifilm) • AOAC 967.26: 2005
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■市販検査キット <ul style="list-style-type: none"> • Solus ELISA AOAC PT 051601 / Solus One EIA AOAC PT 101801 / Solus™ Salmonella, ELISA screen • GENE UP BioMérieux ■自社検査方式 <ul style="list-style-type: none"> • TTS-CHM-TM-268/09 Rev01/2021 / TTS-CHM-TM-292/09 Rev01/2023 • Ugene Lab MM8-2a / Ugene Lab MM8-2b / Ugene Lab MM8-2c / Ugene Lab MM8-2d

他

(出所) シンガポール食品庁 LRP参加検査機関の検査項目より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

- 残留農薬物の規定のうち、「家禽」「鶏肉」に特化したものは以下の通り
- 下記のほか、肉類全般を対象として、より多くの農薬物について規定が設けられている

残留農薬物の規定

農薬名	最大残留限度 (ppm)	食品の種類
カルバリル	0.5	家禽(食用量の総量)、卵(殻なし)
クロルピリフォス	0.1	鶏肉の脂肪、レタス
クマフォス	1	牛や家禽の脂肪
ジクロルボス	0.05	家禽、卵(殻なしのベース)、肉
ピリミホスメチル	0.05	家禽、肉、牛乳、卵、エンドウ豆、ジャガイモ
チオファン酸塩メチル	0.1	鶏脂と肉、穀物、玉ねぎ、砂糖大根

(出所) Singapore Statutes Online "Singapore Food Regulations Ninth Schedule"

- 残留家畜用医薬品の規定は以下の通り。対象となる医薬品の種類も多く、また部位別に最大残留限度値が細かく定められている

残留家畜用医薬品の規定

医薬品の種類	動物種	部位（最大残留限度値 mcg/kg）
アピラマイシン	鶏	脂肪/皮膚（200）、腎臓（200）、肝臓（200）、筋肉（200）
オレアンドミシン	鶏	筋肉（150）
コリスチン	鶏	脂肪（150）、腎臓（200）、肝臓（150）、筋肉（150）
ジヒドロストレプトマイシンとストレプトマイシン	鶏	脂肪（600）、腎臓（1,000）、肝臓（600）、筋肉（600）
スピラマイシン	鶏	脂肪（300）、腎臓（800）、肝臓（600）、筋肉（200）
ゼラノル	鶏	脂肪/皮膚（2）、腎臓（2）、肝臓（2）、筋肉（2）
タイロシン	鶏	脂肪/皮膚（100）、腎臓（100）、肝臓（100）
ダノフロキサシン	鶏	脂肪（100）、腎臓（400）、肝臓（400）、筋肉（200）
デルタメトリン	鶏	脂肪（500）、腎臓（50）、肝臓（50）、筋肉（30）
ナラシン	鶏	脂肪（50）、腎臓（15）、肝臓（50）、筋肉（15）
ニカルバジン	鶏	脂肪/皮膚（4,000）、腎臓（4,000）、肝臓（4,000）、筋肉（4,000）
ネオマイシン	鶏	脂肪（50）、腎臓（15）、肝臓（50）、筋肉（15）
ノボビオシン	鶏	筋肉（100）
バシトラシン	鶏	腎臓（500）、肝臓（500）、筋肉（500）
ペニシリンG	鶏	腎臓（50）、肝臓（50）、筋肉（50）
ホサマイシン	鶏	腎臓（40）、肝臓（40）、筋肉（40）

- 残留家畜用医薬品の規定は以下の通り。対象となる医薬品の種類も多く、また部位別に最大残留限度値が細かく定められている

残留家畜用医薬品の規定

医薬品の種類	動物種	部位（最大残留限度値 mcg/kg）
マドゥラマイシン	鶏	肝臓（720）、筋肉（240）
モネンシン	鶏	脂肪（100）、腎臓（10）、肝臓（10）、筋肉（10）
ラサロシッド	鶏	脂肪/皮膚（600）、腎臓（600）、肝臓（1,200）、筋肉（400）
リンコマイシン	鶏	脂肪（100）、腎臓（500）、筋肉（200）
ティアムリン	鶏、家禽	脂肪（100）、腎臓（100）、肝臓（1,000）、筋肉（100）
ノルフロキサシン	鶏、家禽	脂肪（20）、腎臓（20）、肝臓（20）、筋肉（20）
バージニアマイシン	鶏、家禽	脂肪（200）、腎臓（200）、肝臓（200）、筋肉（50）
アンピシリン	家禽	腎臓（50）、肝臓（50）、筋肉（50）
エリスロマイシン	家禽	脂肪（100）、腎臓（100）、肝臓（100）
オキシテトラサイクリンおよび4-エピオキシテトラサイクリン	家禽	腎臓（1,200）、肝臓（600）、筋肉（200）
オルメトプリム	家禽	脂肪/皮膚（100）、腎臓（100）、肝臓（100）、筋肉（100）
カナマイシン	家禽	腎臓（2,500）、筋肉（100）
クロキサシリン	家禽	腎臓（300）、肝臓（300）、筋肉（300）
クロピドール	家禽	脂肪（5,000）、腎臓（20,000）、肝臓（20,000）、筋肉（5,000）
クロルテトラサイクリンおよび4-エピクロテトラサイクリン	家禽	腎臓（1,200）、肝臓（600）、筋肉（200）

■ 前頁より続く

残留家畜用医薬品の規定

医薬品の種類	動物種	部位 (最大残留限度値 mcg/kg)
ゲンタミシン	家禽	脂肪 (100)、腎臓 (100)、肝臓 (100)、筋肉 (100)
サラフロキサシン	家禽	脂肪 (20)、腎臓 (80)、肝臓 (80)、筋肉 (10)
サリノマイシン	家禽	腎臓 (500)、肝臓 (500)、筋肉 (100)
シハロスリン	家禽	腎臓 (20)、肝臓 (20)、筋肉 (20)
ジフロキサシン	家禽	肝臓 (1,900)
シプロフロキサシンおよびエンフロフロキサシン	家禽	腎臓 (300)
シペルメトリン	家禽	腎臓 (50)、肝臓 (50)、筋肉 (50)
スペクチノマイシン	家禽	脂肪 (2,000)、腎臓 (5,000)、肝臓 (2,000)、筋肉 (500)
チルミコシン	家禽 ^(注)	脂肪/皮膚 (250)、腎臓 (600)、肝臓 (2,400)、筋肉 (150)
ディクラズリル	家禽	脂肪/皮膚 (1,000)、腎臓 (2,000)、肝臓 (3,000)、筋肉 (500)
ティルバロシン	家禽	脂肪 (50)、肝臓 (50)
テトラサイクリンと4-エピテトラサイクリン	家禽	腎臓 (1,200)、肝臓 (600)、筋肉 (200)
トリメトプリム	家禽	脂肪 (50)、腎臓 (50)、肝臓 (50)、筋肉 (50)
ナフシリン	家禽	腎臓 (300)、肝臓 (300)、筋肉 (300)
ハロフギノン	家禽	脂肪 (20)、筋肉 (10)

(注) 七面鳥を除く

■ 前頁より続く

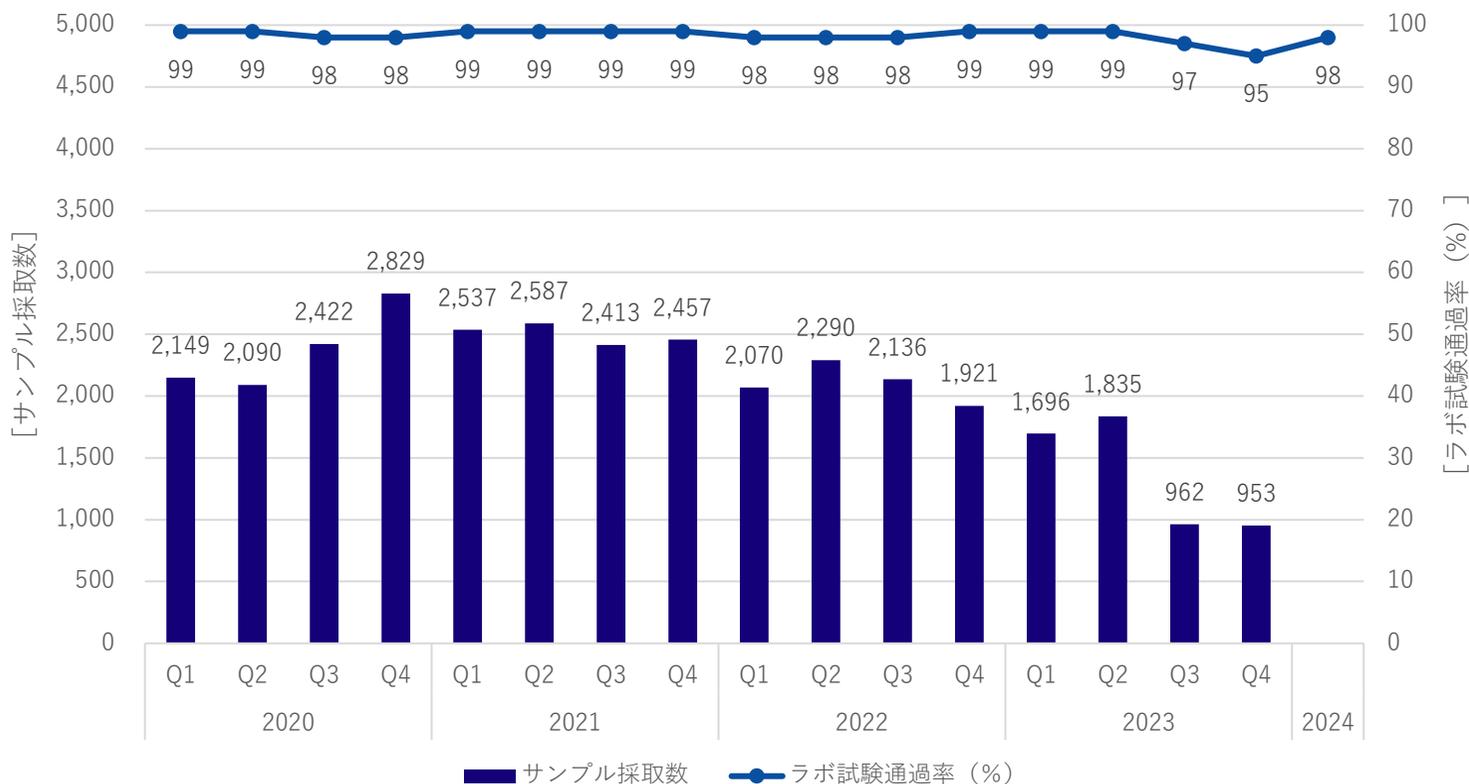
残留家畜用医薬品の規定

医薬品の種類	動物種	部位（最大残留限度値 mcg/kg）
フルベンダゾール	家禽	腎臓（300）、肝臓（500）、筋肉（200）
フルメクイン	家禽	脂肪（1,000）、腎臓（3,000）、筋肉（500）
フロールフェニコール	家禽	腎臓（750）、肝臓（2,500）、筋肉（100）
レバミソール	家禽	脂肪（10）、腎臓（10）、肝臓（100）、筋肉（10）
ロベニジン	家禽	脂肪（200）、腎臓（100）、肝臓（100）、筋肉（100）

シンガポールにおける検疫通過率

- 輸入肉・肉製品のラボ試験通過率をみると、概ね98%前後と非常に高い水準で推移している
- シンガポール食品庁では、輸入品の安全性を十分確認するため、検査・サンプリング体制を定期的に見直しているが、2023年第3四半期、第4四半期においては、肉製品のサンプリング頻度を削減していることから、採取数が他の時期に比べ半分程度となっている

輸入肉・肉製品のサンプル採取数及びラボ試験通過率



(注) 2024年度のサンプル採取数は公開されていないため、ラボ試験通過率のみ記載
 (出所) シンガポール食品庁「シンガポール食品統計」より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

- 公開情報では把握しきれない、シンガポール到着後の検疫手続きの詳細や、他国でのシップバック・廃棄になった事例等の情報について、シンガポール側で長年にわたり通関等の実務を担う有識者へのヒアリングを通じて把握する必要がある

ヒアリング項目

1. シンガポールの輸入鶏肉に対するサルモネラ属菌の位置づけ

- 他国から鶏肉を輸入するにあたり、生の鶏肉の場合には一般検査、詳細検査いずれも対象となるとの理解でよいか
- 他国から鶏肉を輸入するにあたり、検疫検査項目のうち特に当局が警戒しているものは何か。サルモネラ属菌に対する警戒度はどの程度か（1度でも検出された国や事業者は要注意リストに入るのか）
- サルモネラ属菌が、検疫において優先度高く検査されるに至った背景は何か
- シンガポールへの輸出に特化して、輸出国側が対策を講じていることはあるか（荷姿や、輸出時検査の厳格化等）

2. シンガポール到着後の検疫手続きについて

- 荷物到着後、通関・検疫・詳細検査までのステップ、どの程度日数を要するか
- 港到着後、SFA検査官による現物確認はどのタイミング行われているか
- 検査場への横持ち（移動）は必要か
- 詳細検査の対象貨物選定条件

3. 現物検査のサンプリング～検査について

- サンプリングの内容（検体数、重量等）
- 具体的な検査方法
- サンプリング実施者、検査実施機関
- サルモネラ属菌の詳細調査について特筆すべき事項はあるか

4. 検疫で不備を指摘される場合について

- 書類検査での不備が指摘される可能性はあるか
- 現物検査での不備指摘の割合はどの程度か、不備指摘の具体的内容をご存じか
- 過去に、他国から輸入した鶏肉に関してサルモネラ属菌検出によるシップバック・廃棄になった事例をご存じか
- シンガポールでの輸入量が多い、ブラジル・マレーシア・米国では、輸出前にサルモネラ対策として、特定の取り組みをしている等の話を聞いたことはあるか

シンガポール検疫手続きに関するヒアリング実施結果

- シンガポールでは、鶏肉の現物検査（サンプリング検査）は全数調査ではなく、新規輸出等の輸出実績が乏しい事業者や何かしらの問題が国において発生している場合には、より丁寧に精査されるために現物検査行われているようである

ヒアリング論点（抜粋）

■ シンガポール到着後の検査について

- 貨物到着後に、輸出許可に係るライセンス及び必要書類について確認を行う。この際、**新規輸出事業者やシンガポールへの輸出実績が乏しい輸出者の書類は、より慎重に精査**される
- 長期間にわたり、シンガポールへの輸出実績を有する事業者であっても、状況に応じて貨物の検査対象となる場合がある

■ サンプリング検査について

- 到着後の貨物については、書類検査後、サンプリング検査を行われる場合がある。ただし、**鶏肉については、大口貨物かつ消費までの期限が短いこと、鶏肉のまま流通することが一般的であるため、通常書類検査が一般的**である。
（みずほRT加筆：鶏肉については全数をサンプリング調査することはしていない）
- 卵は、食肉に比べて消費までの期限が長期間であり、他の食品の原料として利用されることから、より厳格に検査されており、貨物レベルでのサルモネラ菌の検査対象となる可能性がある。
- 輸出国側の施設認証要件が厳格であるため、**サンプリング検査により問題が発覚するケースは1%未満**である。ただし特定の国において、**鳥インフルエンザのような問題が発生した場合には、「要注意」のフラグがたてられ、丁寧に検査**されるため、問題が発覚する比率は高まる
- サンプリング及び試験を行う認定施設は複数存在し、それらの報告書や検査証明書は公式な結果として受理される

■ 過去の事例

- 同業他社では、貨物全体がシップバックになった事例があると聞いているが、**拒否の正確な理由は公表されておらず**、書類不備やライセンスの有効期限切れ等の情報しかわからない。
- ただし、輸出国側で細心の注意を払っているために、シップバックのような事例は頻繁に起こるわけではない。例えば、輸送中の遅延や冷蔵・冷凍コンテナの故障による温度管理の失敗等により、貨物が劣化し、拒否されることもある

■ シップバック発生後の取引について

- シップバックにあった輸出事業者に関する特定のブラックリストや長期的な輸入禁止措置について具体的に聞いたことはないが、**一度問題が発生すると、輸入再開に向けて再監査や認証取得に向けて6カ月～1年半程の期間を要する**
- 輸出を完全に禁止するのではなく、輸出者側が認証取得のプロセスを再度やり直す必要があるという手段をとっている

■ シンガポール主要取引国の状況

- 公開されている情報では、ブラジル・米国からの輸出事例でシップバックやリコール事例は把握できていない。特定の輸出事業者に対して、一時的に検査が厳格化される事例はあるものの、国全体の輸入禁止につながるような事例は近年では発生していない
- 鶏肉についてはないが、香港や台湾から輸入される卵に関して、時折問題が発生し、供給不足を引き起こすことはある

ベトナム

ベトナムにおける検疫条件概要

- ベトナムにおいて、家禽肉の輸入時には動物検疫と輸入食品検疫においてサルモネラ属菌に関する要件が設けられている
- 輸出にあたっては、ベトナム当局の認定を受けた食品安全要件を満たす施設で製造されなければならない
 - 日本では67施設が登録されている（令和7年12月12日時点）

ベトナムのサルモネラに係る検疫条件

検疫の別	条件の有無	対象血清型	検査法	概要
動物	有	<i>Salmonella spp.</i>	?	検査の実施方法について、「1月1日から12月31日の輸入貨物総数に対し、一定の頻度でサンプリングが実施され、ベトナムの規制、基準、技術仕様、国際規制に従ってサンプリングと病原体検査が実施される。」と規定されているが、具体的な検査方法・基準は明示されていない。
輸入食品	有	<i>Salmonella</i>	TCVN 4829 (ISO 6579:2002) その他	簡易検査、通常検査、嚴重検査に分けられ、基本的には書類検査であるが、嚴重検査の場合はサンプル検査を実施。食品安全法に基づく規格で定められた微生物汚染基準に準拠していると想定され、サンプル5点を検査し、25g または 25ml 中1つでも検出された場合は輸出入が認められない。

(注) TCVN とはベトナムにおける国家基準の規格を示す
 (出所) ベトナム「動物由来食品の検疫を規定する通達25/2016/TT-BNNPTNT」、「陸上における動物および動物製品の検疫に関する各通達の一部を改正・補足する通達04/2024/TT-BNNPTNT」ベトナム「保健省 05/2012/TT-BYT」、より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

ベトナムにおける動物検疫

- 動物検疫において「家禽類及び鳥類の肉、内蔵、副産物、冷凍・冷蔵・加工済み製品」の検査対象となる疫病は高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）、ニューカッスル病（ND）、サルモネラ菌（*Salmonella spp.*）、大腸菌（*E.coli O157:H7*）である
- 検査の実施方法について、「1月1日から12月31日の輸入貨物総数に対し、一定の頻度でサンプリングが実施され、ベトナムの規制、基準、技術仕様、国際規制に従ってサンプリングと病原体検査が実施される。」と規定されているが、**具体的な検査方法は明示されていない**

動物検疫の概要

	必要書類
必要書類	【検疫申請時】 <ul style="list-style-type: none"> 動物検疫申請書 【検疫申告時】 <ul style="list-style-type: none"> 動動物検疫申告書 輸出国の動物検疫管轄機関発行の輸出検疫証明書の原本
検査方法	<ul style="list-style-type: none"> 検疫申告書類および貨物実態の審査、問題がなければサンプル採取して獣医学的衛生条件を検査 規定に従い、動物製品の輸送・保管手段の獣医学的衛生条件を確認
管轄機関	農業農村開発省 動物衛生局
検疫に要する時間	陸生動物由来品の場合: 45 日以内

(出所) ベトナム「動物由来食品の検疫を規定する通達25/2016/TT-BNNPTNT」、
「陸上における動物および動物製品の検疫に関する各通達の一部を改正・補足する通達
04/2024/TT-BNNPTNT」より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

ベトナムにおける食品検疫

- ベトナムの食品安全法に基づき、輸入食品は食品衛生安全検査を受ける必要がある
- 品目で管轄機関が異なり、肉・肉加工品の場合は農業農村開発省が検査を実施する
- 上述の検査は簡易検査、通常検査、嚴重検査に分けられ、原則として通常検査の方式が適用される
- 各検査が適用される場合は以下のとおりであり、**前回の検査で輸入要件を満たしていないもの**等はサンプリング対象となる

レベル別の検査方法と適用条件

検査のレベル	検査方法	適用条件
①簡易検査	税関当局が1年間以内に輸入された全てのロットの種類から最大5%を <u>ランダムに抽出して書類検査のみ</u> を実施	<ul style="list-style-type: none"> ベトナムが加盟している<u>食品安全相互認定に関する国際条約を締結している国の機関、組織により食品安全に関する要求に到達していると認定された場合</u> 12カ月以内に行った<u>通常検査により輸入要件合格通知書を連続で3回取得した物品</u> GMP、HACCP、ISO22000、IFS、BRC、FSSC22000の品質管理基準またはそれと同等な基準を適用している事業所で製造された場合
②通常検査	<u>書類検査のみ</u> を実施	<ul style="list-style-type: none"> 嚴重検査および簡略検査の対象でない全商品
③嚴重検査	<u>書類検査とサンプリング検査</u> を実施	<ul style="list-style-type: none"> 前回の監査、検査で輸入要件を満たしていない物品 検査中に要件を満たさなかった物品 保健省、農業農村開発省、商工省、人民委員会、外国の管轄当局、または生産業者からの警告がある場合

(注) 嚴重検査から通常検査に戻る場合は厳格な検査方法を3回連続して適用した結果、輸入要件を満たしていると認められる必要がある。また、ベトナム保健省、農業農村開発省、または商工省から厳格検査の中止に関する書面による通知がある場合も通常検査に戻る。

(出所) ベトナム「食品安全法の施行細則を定める政令15/2018/ND-CP」より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

- 食品衛生安全検査の各検査で必要な書類は以下のとおり

食品衛生安全検査に必要な書類

検査のレベル	必要書類
①簡易検査	<ul style="list-style-type: none">• 製品自己公表申請書• 直近連続して実施された通常検査3回分の合格通知書の原本。• あるいはGMP、HACCP、ISO 22000、IFS、BRC、FSSC 22000 または同等基準の証明書のいずれかの公証写しまたは合法化された原本• 輸出国の権限ある機関によって発行された食品安全要件の充足証明書の原本 (陸生・水生動物由来品の場合に必要。ただし、加工あるいは包装済み製品を除く)
②通常検査	<ul style="list-style-type: none">• 食品衛生・安全検査申請書• 製品自己公表申請書• パッキングリストのコピー
③嚴重検査	<ul style="list-style-type: none">• 輸出国の権限ある機関によって発行された食品安全要件の充足証明書の原本 (陸生(鶏含む)・水生動物・植物の由来品の場合に必要。ただし、加工あるいは包装済み製品を除く)

(出所) ベトナム「食品安全法の施行細則を定める政令15/2018/ND-CP」より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

ベトナムにおける食品の安全基準

- 輸入時の食品衛生安全検査の厳重検査におけるサンプル検査については保健省が食品安全法に基づき定めた微生物基準・検査方法が適用されるものと思われる
 - 本基準に適合する食品のみがベトナム国内で製造・販売・輸出入が認められている
- 規定内容のうち、肉および肉製品に関する微生物汚染の具体的な許容条件は以下の表のとおり
 - A類指標：適合性評価の際に必ず検査する項目
 - B類指標：製造過程で危害要因管理を実施している場合は検査不要。ただし管理を行っていない場合は検査必須

肉および肉製品における微生物汚染の要件

製品	指標	サンプリング		許容限度 (CFU/g (注2))		指標の分類
		ロットから採取すべきサンプル数	検査結果が 下限値と 上限値に入る試料の最大許容数	下限値	上限値	
肉および肉加工品 (使用前に加熱処理不要)	TSVSVHK (注)	5	2	5x10 ⁵	5x10 ⁶	B
	<i>E. Coli</i>	5	2	5x10 ¹	5x10 ²	B
	<i>Salmonella</i>	5	0	検出なし (25g または 25ml中)		A
肉および肉加工品 (使用前に加熱処理が必要)	TSVSVHK	5	2	5x10 ⁵	5x10 ⁶	B
	<i>E. Coli</i>	5	2	5x10 ²	5x10 ³	B
	<i>Salmonella</i>	5	0	検出なし (25g または 25ml中)		A

(注1) TSVSVHK：総好気性微生物数 (食品中の微生物の最大許容限度を表すもの)、*E.Coli*：大腸菌
 (注2) (注) CFU/g 「CFU/g」とは、細菌検査の結果に使用される単位であり、サンプル1gあたりに何個のコロニーが形成されるかを示した単位である
 (出所) ベトナム「保健省 05/2012/TT-BYT」

ベトナムにおける食品の安全基準

- 保健省が食品安全法に基づいて定めた規格における微生物汚染基準は、以下の試験方法によって検査される
- ただし、これらの方法を必ずしも適用する必要はなく、他の試験方法を使用することも可能であるとしている

肉および肉製品における微生物汚染基準の試験方法 ※総好気性微生物数、サルモネラ属菌、大腸菌に関わる部分のみ抜粋

ベトナムにおける規格番号	対応ISO	試験対象
TCVN 4884:2005	ISO 4833:2003	総生菌数（一般生菌）
<u>TCVN 4829</u>	<u>ISO 6579:2002</u>	<u>サルモネラ属菌</u>
TCVN 7924-1:2008	ISO 16649-1:2001	β -グルクロニダーゼ活性を持つ大腸菌 (<i>E. coli</i>)
TCVN 7924-2:2008	ISO 16649-2:2001	β -グルクロニダーゼ活性を持つ大腸菌 (<i>E. coli</i>)
TCVN 7924-3:2008	ISO 16649-3:2001	β -グルクロニダーゼ活性を持つ大腸菌 (<i>E. coli</i>)
TCVN 4882:2007	ISO 4831:2006	大腸菌群 (<i>Coliforms</i>)
TCVN 6848:2007	ISO 4832:2006	大腸菌群 (<i>Coliforms</i>)
TCVN 5518-1:2007	ISO 21528-1:2004	腸内細菌科細菌菌 (<i>Enterobacteriaceae</i>)

(出所) ベトナム「保健省 05/2012/TT-BYT」

「**ISO 6579-1:2017** サルモネラ菌の検出、計数及び血清型別法に関する水平法 — 第1部：サルモネラ属菌の検出」の概要

国内試験方法との違い

- 国内では、平成27年7月29日付け厚生労働省通知「食安発0729号第4号」がサルモネラ属菌試験法として知られており、ISO 6579-1:2017を参照して作られている
- 主な試験手順や判断方法は**共通**しているが、各培養段階の**使用培地**と**培養条件**、陽性判定に用いる**確認検査の手法**に相違がある
- ISO法は国内試験方法と比較して特段厳格または難易度の高い方法ではない

通知法とISO法の違い

		通知法		ISO法
前増菌培養	培地	緩衝ペプトン水		著作権上の理由から掲載不可
	培養方法	37°Cの間で22±2時間培養		
選択増菌培養	培地	RV培地	TT培地	
	培養方法	42°Cで22±2時間		
選択分離培養	培地	MLCB、DHL、XLDより1種類	BGS、CHS、ES II、SM2より1種類	
	培養方法	37°Cで22±2時間培養		
確認検査	検査項目	生化学検査	血清学的試験	
	検査方法	TSI寒天培地検査 リジン脱炭酸培地検査 その他※1	O抗原	

※1 非定型のサルモネラ属菌が疑われる場合、オキシダーゼ試験、クエン酸利用試験、VP試験、ONPG試験、マロン酸利用試験を実施

© 2025 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

本資料は貴社とのディスカッションを目的として作成されたものであり、本資料に記載された内容は、過去の事例または仮定に基づくとともに本資料に含まれる情報の確実性あるいは完結性を表明するものではありません。今後お客さまから開示いただく情報、制度または環境などの変化によっては、記載内容を大幅に変更する必要がある可能性があります。その場合、お客さまが期待した結果または効果が得られない可能性がありますので、予めご了承ください。

本資料は、お客さまのリスクを網羅的に示唆するものではありません。本資料の記載内容については、そのリスクを十分ご理解の上、お客さまご自身の判断で商品またはサービスにかかわる契約を締結するようお願いいたします。

法律・会計・税務上の取扱いについては、それぞれ、弁護士、公認会計士、税理士などの専門家に別途ご相談ください。

弊社は、別途契約の締結などを行わない限り、お客さまに何らかの商品またはサービスの提供を行うものではありません。

なお、本資料記載の商品またはサービスにかかわる契約有無の判断については、お客さまとみずほ銀行との取引に影響を及ぼすものではありません。

本資料の著作権は当社に帰属し、本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当社の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO

